

石狩市証明等手数料条例の一部改正（手数料の新設）

■建築物エネルギー消費性能基準への適合性判定審査に係る手数料の新設

（１） 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正（R1. 5. 17 公布、R3. 4. 1 施行）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正により、エネルギー消費性能の確保を特に図る必要があるものとして、新築、増築若しくは改築等に当たって建築物エネルギー消費性能基準への適合義務が課される建築物の規模（床面積）が、『2,000 ㎡以上』から『300 ㎡以上』に拡大されたことから、市が行う適合性判定に係る手数料を新設するものです。

なお、当該適合性判定は、建築基準法に基づく建築確認及び完了検査の対象となり、基準に適合しなければ、建築物の工事着工や建築物の使用開始ができません。

（２） 基準適合の判定方法

- 標準入力法（基準省令第 1 条第 1 項第 1 号イによる方法）

建築物に設ける全ての室単位で床面積や設置設備機器等の仕様を入力して適合確認を行う方法

- モデル建物法（基準省令第 1 条第 1 項第 1 号ロによる方法）

建築物全体として主たる設備機器等の仕様を入力し、申請された建築物と同一の用途のモデル建築物を用いて適合確認を行う方法

（３） 手数料（案）

建築物エネルギー消費性能適合性判定

（法第 12 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 13 条第 2 項若しくは第 3 項）

（単位：円）

判定方法	床面積	適合性判定手数料	計画変更・軽微変更手数料
標準入力法	300 ㎡未満	228,000	121,000
	300 ㎡以上	284,000	153,000
モデル建物法	300 ㎡未満	90,000	52,000
	300 ㎡以上	113,000	67,000
限定用途（工場・倉庫等）	300 ㎡未満	14,000	14,000
	300 ㎡以上	21,000	21,000

※300 ㎡未満の区分については、増築等により 300 ㎡を超える規模となる建築物について、当該増築等に係る部分の床面積を基礎として手数料を徴収するものです。

（４） 算出方針

- ① 判定業務に係る審査所要時間・・・国及び北海道の取扱いに準拠
- ② 判定業務に係るコスト(単価)・・・業務に従事する職に係る人件費の平均を算出するとともに、業務遂行に際して生ずる消耗品費・通信運搬費・職員研修費の具体のコストを算出

⇒ ①に②を乗じる等の方法により、現に生ずるコストを算出し、手数料額を設定します。

（５） その他

想定申請件数は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に対して全部委任しているため、当市への直接申請は数年に 1 件程度と想定されるものです。